

	資料提供
	令和7年12月1日
担当課 (担当者)	家畜防疫課 (前田・錫木)
電話	0857-26-7286

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認及びそれに伴う「鳥取県鳥インフルエンザ対策本部会議」の開催

本日、県内家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例を確認しましたので、これを受け、本日午後3時10分から、鳥取県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催します。

現段階は高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態であり、今後詳細な遺伝子検査を実施し、家畜伝染病予防法上の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であるかどうかを確認します。

なお、対策本部会議終了後にレクの時間を取りますので、個別の連絡はお控えください。

記

1 農場の概要

所在地：鳥取県米子市

飼養状況：肉用鶏（約7.5万羽）

2 経緯

- (1) 令和7年12月1日（月）午前7時30分、当該農場から西部家畜保健衛生所に死亡家きんが増加した旨の連絡がありました。
- (2) 同家畜保健衛生所が当該農場において鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、本日10時40分、12羽中10羽で陽性を確認しました。
- (3) 現在、倉吉家畜保健衛生所において遺伝子検査を行っており、判明した結果を農林水産省に送付することとしており、12月2日（火）朝には、検査結果が判明する予定です。

3 鳥取県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

- (1) 日時：12月1日（月）午後3時10分
- (2) 場所：災害対策本部室（第2庁舎3階）
- (3) 内容：ア 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について
イ 疑似患畜の確認後の防疫措置について
- (4) 参集範囲：鳥取県鳥インフルエンザ対策本部
本部長（知事）（オンライン）
副本部長（副知事）
本部員（部局長、鳥取県警）
事務局（家畜防疫課）
自衛隊
中国四国農政局鳥取県拠点
鳥取气象台

4 今後の対応

- (1) 緊急措置として遺伝子検査が終了するまでの間、次のとおり対応します。
 - ・当該農場の飼養家きん・家きん卵等の移動制限、部外者の立入制限
 - ・周辺農場に対する家きん等の移動自粛の要請
 - ・周辺農場の家きんについて異常の有無等の把握
- (2) 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定した場合、家畜伝染病予防法に基づき、以下の防疫措置を開始します。
 - ・当該農場の飼養家きんの殺処分・焼却、汚染物品の埋却、家きん舎の消毒等
 - ・当該農場から半径3キロ以内の区域について家きん等の「移動制限区域」設定、半径3キロから10キロ以内の区域について家きん等の「搬出制限区域」設定
 - ・消毒ポイントの設置等

5 県民の皆様へのお願い

- (1) 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさまは、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。
- (3) 死んだ野鳥を見つけたからといって、ただちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、触らないで、県庁自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

6 報道機関へのお願い

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。